監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成30年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年8月21日

奈良県監査委員 斎 藤 信一郎

同 森田康文

同 田 尻 匠

同 小林誠

監査の特定事件(テーマ)

債権管理に関する財務事務の執行について

平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について 【監査の結果及び意見一覧(抜粋)】

監査結果報告書 (参照箇所)	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	第2 奈良県の債権、未収金の概要	
	6 県に対する総括的な結果又は意見	
37頁	総括2(意見) 元本の支払が未了のもの(未収金の残高) についても、原則として、各年度末日(出納整理期間を含む)までの期間に対応する延滞金等相当額を債務者に通知して弁済義務の認識を喚起し、併せて当該延滞金等相当額を全庁で集計して公表し、県の財政に及ぼす影響度合いを判断しうる情報提供に努めることが望ましい。	債権の発生頻度や債権数等により、各債権 所管課における債権管理の方法が異なること から、全庁的な延滞金等相当額の把握に向け た課題等の整理を進める。【行政・人材マネ ジメント課】
46頁	総括 6 (結果) 信権 (結果) 信権 (信報) (信頼 (信頼 (信頼 (信頼) 信) (信) (信) (信) (成ち情に (H25)、な を推進連れて「行る指と を放金 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人
46頁	総括7 (意見) 今回確認した債権の中には、昭和の時代からの未収金など長期間回収されないままで、 らの未収のが散見された。限られた人口収の実効性を高めるたが必要である。 収の実した機動的なが必要である。例の第1との機能であるが、債権管理系の条第180条第180条第1を可以の規算である。 困難基づく債権を対策を対策をである。 を受けてよる債権という。管理方の指決処分によりのまで、より対策を対して、よりが必要である。 任事決処分によりが必要である。	債務者の状況により、回収が困難な債権については、法令に基づき放棄等の手続きを行うなど、全庁的に適正な債権管理を進めていく。 また、歳入の確保と公平性の観点も踏まえ、債権管理条例の制定等、より効果的、効率的な債権管理手法の検討を行っていく。 【行政・人材マネジメント課】

監査結果報告書 (参照箇所)	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	第7 旧県立五條病院医業未収金	
	2 不納欠損処理	
109頁	(2)結果又は意見(意見) 回収が困難な債権については、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事専決処分事項として議会の指定を受けて実施する債権放棄(以下「委任専決処分による債権放棄」という。)の実施を検討すべきである。	債務者の所在調査を継続し、専門知識を有する回収委託業者による債権回収を進めていく。 また、歳入の確保と公平性の観点も踏まえ、債権管理条例の制定等、より効果的、効率的な債権管理手法の検討を行っていく。 【病院マネジメント課】